

鶴見区公告第 175 号

公 示 送 達

次のとおり，書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので，国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので，いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 15 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治雄

送達を受けるべき者	住所又は所在地	横浜市鶴見区生麦五丁目 20 番 17 号
	氏名又は名称	成瀬 和芳
送達する書類名	差押調書（謄本）	
(注意)		
地方税法第20条の2第3項の規定により，掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		